

第二回 震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議

4月19日（火）午後4時～6時 於：日本青年会議所・JC会館5階会議室

【主催】東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）<http://www.jpn-civil.net/>

【目的】

東日本大震災の被災者を支援するボランティア活動等を進めていくうえで、知っておいた方が望ましい各省庁などの支援策について、被災者支援を行っているボランティア団体・NPO等などが説明を受けます。

また、それぞれの団体が、ボランティア活動等を通じて必要と思われる支援策に関わる情報を関係省庁にも提供することで、今後長期に及ぶ被災者の支援を、より被災者の方にとって望ましい内容になるよう連携できる「場づくり」を目的とします。

【プログラム（予定）】司会進行：松原明（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表）

- ・ 主催者挨拶
- ・ すき間のない、被災者に寄り添う支援に向けて意見交換
- ・ ボランティア団体・NPOからの要望・提案、政府側からの回答など

【主催者からのお願い】

- ・ 本日は、大変な混雑が予想されます。ご不便をおかけして申し訳ございませんが、お席は譲り合って、前から詰めてお座りください。
- ・ 本日は、各メディアの取材や USTREAM・ツイッター中継がごぞいます。あらかじめ、ご了承ください。
- ・ 意見交換では要望書・提案書をお配りいただいた方の発言を優先いたします。時間に限りがありますので、端的にご発言願います。

※要望書や提案書は、後日 JCN のホームページで公開する予定です。

- ・ その他、円滑な進行にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【政府からの参加予定者】（順不同、敬称略）

辻元清美首相補佐官（災害ボランティア担当）

内閣官房震災ボランティア連携室：藤井内閣参事官

内閣府 大臣官房市民活動促進課：尾原課長補佐

内閣府 政策統括官（防災担当）参事官（災害予防担当）付：山本さま／河元さま

内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）参事官（社会基盤担当）付：

中嶋政策企画専門官 久保田企画官

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課：西岡典弘課長補佐 中島地域福祉専門官

厚生労働省 災害対策本部事務局：平塚課長補佐

国土交通省 総合政策局政策課：渋谷課長 松家課長補佐

外務省 国際協力局民間援助連携室：倭島首席事務官

総務省 大臣官房企画課：坂場係長

総務省 消防庁国民保護・防災部防災課：荒山課長補佐

気象庁 総務部企画課：森企画調整官

内閣府 被災者生活支援特別対策本部事務局：林主査（オブザーバー）

防衛省 企画評価課：鈴木総合政策班長

防衛省 事態対処課国民保護・災害対策室：松本さま

文部科学省 生涯学習政策局政策課：上月課長、他

関係省庁の方で、記載漏れや誤記があるかも知れませんが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 15 日

各都道府県市民活動担当課長 殿

内閣府大臣官房市民活動促進課長

東日本大震災に係る特定非営利活動法人制度の運用について

特定非営利活動法人（以下、「法人」という。）制度の運用については、平素から特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今回の東日本大震災の発生を受け、法人や法人関係者の方々が被災されその運営等について見直しを検討されている法人や、今後新たに復興支援活動を展開することを検討している法人も多くあることと思われます。

これらの状況を踏まえ、今回の東日本大震災の発生に関連した特定非営利活動法人制度の運用について別添のとおりまとめましたので、情報提供いたします。

各都道府県におかれましても、本件についての特段の御配慮お願いいたします。

本件連絡先

内閣府大臣官房市民活動促進課 池田

電話：(代) 03-5253-2111

東日本大震災に係る特定非営利活動法人制度の運用について（Q & A）

内閣府大臣官房市民活動促進課

Q 1 東日本大震災の影響で、特定非営利活動促進法に提出が義務付けられている事業報告書について、期限までに提出できない場合は特定非営利活動促進法違反になるのでしょうか？

A 1 政府としては、平成 23 年 3 月 13 日に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を公布・施行し、「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」や「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」等を講じています。

特定非営利活動促進法上の事業報告書の提出については、この「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されるため、提出期限が平成 23 年 6 月末まで延長されます。

Q 2 事業報告書の提出以外にどのようなものについて、期限が延長されるのでしょうか？

A 2 事業報告書の提出以外に以下のものについて、6 月末まで期限が延長されます。

- ・ 特定非営利活動促進法第 7 条第 1 項に係る法人設立の登記
- ・ 同法第 23 条第 1 項に係る役員変更届の提出
- ・ 同法第 25 条第 6 項に係る定款変更届の提出
- ・ 同法第 28 条第 1 項に係る事業報告書等の備置き
- ・ 同法第 31 条の 3 第 2 項に係る破産手続き開始の申立て
- ・ 同法第 31 条の 10 第 1 項に係る解散時における債権の催告
- ・ 同法第 31 条の 12 第 1 項に係る清算中の破産手続き開始の申立て
- ・ 同法第 35 条第 1 項及び第 2 項に係る合併関連の書類の備置き等

Q 3 定款に「災害救援活動」と明記していない特定非営利活動法人が、今回の震災において復興支援活動を実施する場合は、特定非営利活動促進法違反になるのでしょうか？

A 3 特定非営利活動促進法上では、特定非営利活動法人の定款上の範囲であれば「災害救援活動」「NPO支援」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動やNPO支援を行うことは妨げられてはおりません。

具体的には個々の事例で判断することとなりますが、例えば以下のような場合には問題がないものと考えています。

例① 法別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を定款に掲げる法人が、被災地において老人の健康の保持に関する活動を行う場合。

例② 法別表の「まちづくりの推進を図る活動」を定款に掲げる法人が、被災地において生活環境の整備を実施する団体の支援活動を行う場合。

Q 4 今回の震災により、合併・解散に係る認証申請や被災による事務所移転に係る定款変更認証申請を考えていますが、迅速な対応をお願いできないでしょうか？

A 4 内閣府としては、震災に関連した事務手続きについては、円滑かつ迅速に実施していきたいと考えております。

そのため、法人に対して必要な情報の提供に努めるとともに、震災に関連する認証申請については優先的に審査し、可能な限り速やかな決定を行えるように努めていきます。

各種手続きや様式の詳細については、ホームページに掲載されている「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」を御覧ください。

【内閣府NPOホームページ（特定非営利活動法人編）】

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

住 宅 局
平成23年4月18日
13時00分現在

応急仮設住宅着工状況

都道府県名	市町村名	着工予定		着工済み			合計	
		地区数	戸数	地区数	戸数	着工済みのうち 完成戸数	地区数	戸数
岩手県	陸前高田市	2地区	120戸	9地区	732戸	(36戸)	11地区	852戸
	釜石市	4地区	441戸	8地区	812戸	-	12地区	1,253戸
	大船渡市	3地区	237戸	9地区	742戸	-	12地区	979戸
	宮古市	9地区	319戸	8地区	641戸	-	17地区	960戸
	久慈市	-	-	1地区	10戸	-	1地区	10戸
	おなつちちょう 大槌町	6地区	563戸	3地区	216戸	-	9地区	779戸
	やまがまち 山田町	3地区	218戸	4地区	294戸	-	7地区	512戸
	岩泉町	1地区	20戸	2地区	123戸	-	3地区	143戸
	ひろのちょう 洋野町	1地区	5戸	-	-	-	1地区	5戸
	田野畑村	1地区	90戸	1地区	50戸	-	2地区	140戸
	野田村	-	-	1地区	128戸	-	1地区	128戸
	計	30地区	2,013戸	46地区	3,748戸	(36戸)	76地区	5,761戸
宮城県	仙台市	-	-	3地区	535戸	-	3地区	535戸
	石巻市	5地区	470戸	6地区	704戸	-	11地区	1,174戸
	しらがま 塩竈市	-	-	2地区	108戸	-	2地区	108戸
	気仙沼市	5地区	400戸	5地区	398戸	-	10地区	798戸
	名取市	2地区	205戸	4地区	530戸	-	6地区	735戸
	たけじんし 多賀城市	-	-	2地区	98戸	-	2地区	98戸
	岩沼市	-	-	2地区	324戸	-	2地区	324戸
	東松島市	5地区	280戸	2地区	431戸	-	7地区	711戸
	わたりぐん 亶理郡亶理町	-	-	4地区	619戸	-	4地区	619戸
	やまもとちょう 亶理郡山元町	1地区	75戸	3地区	329戸	-	4地区	404戸
	しらがま 宮城郡七ヶ浜町	1地区	100戸	1地区	151戸	-	2地区	251戸
	おしかぐん 牡鹿郡女川町	1地区	100戸	1地区	57戸	-	2地区	157戸
	もとよしぐん 本吉郡南三陸町	2地区	250戸	5地区	366戸	-	7地区	616戸
	計	22地区	1,880戸	40地区	4,650戸	-	62地区	6,530戸

次頁に続く

応急仮設住宅着工状況

都道府県名	市町村名	着工予定		着工済み			合計	
		地区数	戸数	地区数	戸数	着工済みのうち 完成戸数	地区数	戸数
福島県	伊達郡国見町	1地区	12戸	3地区	88戸	(43戸)	4地区	100戸
	伊達郡桑折町	-	-	1地区	300戸	(72戸)	1地区	300戸
	須賀川市	-	-	4地区	194戸	(60戸)	4地区	194戸
	相馬市	4地区	395戸	6地区	605戸	-	10地区	1,000戸
	相馬郡新地町	1地区	76戸	5地区	363戸	(54戸)	6地区	439戸
	白河市	-	-	2地区	140戸	-	2地区	140戸
	矢吹町	-	-	3地区	85戸	-	3地区	85戸
	西郷村	-	-	1地区	42戸	-	1地区	42戸
	いわき市	-	-	1地区	120戸	-	1地区	120戸
	福島市	1地区	216戸	1地区	184戸	-	2地区	400戸
	南相馬市	2地区	128戸	7地区	464戸	-	9地区	592戸
	会津美里町	1地区	250戸	-	-	-	1地区	250戸
	計	10地区	1,077戸	34地区	2,585戸	(229戸)	44地区	3,662戸
千葉県	旭市	-	-	2地区	200戸	-	2地区	200戸
	香取市	-	-	1地区	30戸	-	1地区	30戸
	計	-	-	3地区	230戸	-	3地区	230戸
栃木県	那須烏山市	-	-	1地区	20戸	-	1地区	20戸
	計	-	-	1地区	20戸	-	1地区	20戸
長野県	栄村	-	-	2地区	40戸	-	2地区	40戸
	計	-	-	2地区	40戸	-	2地区	40戸
着工予定及び着工済み 合計		62地区	4,970戸	126地区	11,273戸	(265戸)	188地区	16,243戸

注) 着工済みの戸数は、地区内の一部の戸数のみ着工済みの場合についても、全戸数を計上している。

【問い合わせ先】
国土交通省住宅局住宅生産課
住宅ストック活用・リフォーム推進官 宿本
電話03-5253-8111(代表)(内線39-452)
03-5253-8510(直通)

被災者のみなさまへ



政府広報

政府からのお知らせ

被災されたみなさまの雇用・暮らしを、日本中が一つとなって支えていく。そんな決意を込めた「日本はひとつ」しごとプロジェクトがスタートしています。政府は、各省庁を横断した総合的対策を、これから次々に打ち出します。あなたの出番です！

今号の第3面は、その“はじめの1歩”を特集しました。大いにご活用ください。

そしてこちらも、“日本はひとつ”を象徴する動き。著名人やアニメ人気キャラなど多彩な方面から、この壁新聞に言葉が寄せられております。今号の紙面から、「あなたへのメッセージ」と題して順次ご紹介してまいります。

平成23年(2011年)4月19日

大切なお知らせ

障害のある方へ：福祉・医療サービスは変わりません。

障害者自立支援法に基づく障害のある方への福祉サービスや自立支援医療などが、震災以前と同様に受けられるよう、次のようにルールを弾力的に運用しています。

- ①受給者証なしでサービスが受けられます。(これまでサービスを受けられていた方)
- ②今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りをすることが可能です。
- ③利用者負担の免除又は支払の猶予を受けられます。
- ④震災後に支給決定の有効期間が切れたとしてもサービスを利用することができます。
- ⑤新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続きで受けられます。

●お問い合わせ先

岩手県 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 019-629-5447 **宮城県** 宮城県保健福祉部障害福祉課 022-211-2539
仙台市 仙台市健康福祉局障害企画課 022-214-8163 **仙台市健康福祉局障害者支援課(自立支援医療)** 022-214-6135
福島県 福島県保健福祉部障がい福祉課 024-521-7170

住居に被害を受けた方や母子(寡婦)家庭の方へ：借入れが出来ます。

負傷したり、住居・家財に被害を受けた方には最大350万円をお貸しします(災害援護資金)。また、母子(寡婦)家庭の方には、経済的自立とお子さまの福祉を進めるために、生活資金として、月額最大10万3千円までお貸しします(母子寡婦福祉貸付金)。

災害援護資金は市町村へ、母子寡婦福祉貸付金は県・市の福祉事務所へお申し込みください。

ドライバーの方へ：運転免許証の有効期間が延長されます。

運転免許証の有効期間が平成23年8月31日まで延長されます。詳しくは運転免許センターまたは警察署にお問い合わせください。

<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/traffic/license.htm>

原子力に関する質問にお答えします

首相官邸災害対策ページの「福島原発・放射能関連情報」のページに、「よくあるご質問」のコーナーを新設しました。今後も充実させていきます。
<http://www.kantei.go.jp/saigai/faq/index.html>

ラジオ番組「震災情報 官邸発」毎日放送中 ※放送時間は番組編成の都合上、急遽変更・中止になる可能性もあります。予めご了承ください。

FM仙台(月～日 19:55～20:00) FM福島(月～日 20:55～21:00) FM岩手(月～金 20:55～21:00 土日 21:55～22:00) 東北放送(月～日 21:55～22:00)

ラジオ福島(月～金 21:45～21:50 土日 22:00～22:05) 岩手放送(月～水 21:55～22:00 金 22:55～23:00 土 20:55～21:00 日 21:00～21:05)

【福島の方へ】ラジオ番組「守ります！福島～政府原子力被災者生活支援チームQ&A～」

福島原発に関する不安や、避難・屋内退避されているみなさまの生活支援に関する疑問にお答えしています。

ラジオ福島(月～金 14:20～14:30 土 17:15～17:25 日 18:20～18:30) ふくしまFM(月～木 17:10～17:20 金 18:30～18:40 土日 14:55～15:00)

※放送内容は、インターネットでもご聴取いただけます。ラジオ福島＝(<http://www.rfc.jp>)、ふくしまFM＝(<http://www.fmf.co.jp/>)

最新の情報は、「首相官邸災害対策ページ」で、お知らせしております。URL: <http://www.kantei.go.jp/saigai/>
 または、「首相官邸災害対策ページ」で検索。携帯電話からもご覧いただけます。



くらしに役立つ情報

農業の復旧のこと

水田での営農の開始に向け、農業用排水路の機能を回復するため、農地などに積もったがれきを取り除いていきます。既に宮城県内の6か所で工事に着手済みです。

今後も以下の地区で関係県・市町村と調整を行いながら災害復旧事業等を活用し、がれき処理などの工事に着手する予定です。

■岩手県 三陸海岸地域

■福島県 相馬市

■その他 県、市町村と相談して対応

沿岸漁業の経営支援のこと

沿岸漁業を営む個人の方や法人が、漁業の経営もしくは操業状態の改善を図るための資金を借りることができる制度として、沿岸漁業改善資金があります。利用限度額は漁業者あたり5000万円ですが、貸付内容(エンジン、漁ろう機器など)により限度額は異なります。また、貸付利率は優遇無利貸です。詳しくは所属している漁協や都道府県の水産事務所、水産業普及指導員、または下記窓口にご相談ください。

問い合わせ先

■水産庁増殖推進部研究指導課

03-6744-2374

平日/9:30~19:00

納税の延期のこと

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の、申告所得税や消費税及び地方消費税(個人事業者)などを含む全額の税金において、申告・納付の期限を延長しました。

それにより、当初予定をしていた預貯金口座からの自動引き落としなども行いません。なお、延長後の引き落とし日については、あらかじめ余裕をもって別途お知らせいたします。

被災したリース品のこと

(社)リース事業協会では、相談窓口において、被災された事業者の方々からのリースに関するお問い合わせをお受けしております。会員会社では、リース料に関するご相談について、柔軟な対応に努めることとしております。お取引リース会社にご不明な場合は、会員会社の相談窓口をご案内いたしますので、当協会のリース相談窓口にお問い合わせください。

TEL:03-3234-2801

月~金/10:00~12:00、

13:00~16:00

保険料の払込み猶予のこと

生命保険各社・損害保険各社では、被災された方から申し出があれば、月々の保険料の払込みなどを猶予しています。詳しくは、保険協会・保険会社にご相談ください。

■金融庁携帯用サイト

<http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>

生命保険に関するご相談

■社団法人生命保険協会

03-3286-2648

土日祝日を除く/9:00~17:00

損害保険に関するご相談

■社団法人日本損害保険協会

そんがいほけん相談室 フリーダイヤル

☎0120-107808

携帯・PHSからは 03-3255-1306

土日祝日を除く月~金/9:00~18:00

土日祝日(当分の間)/9:00~17:00

海外からのお見舞い・支援

これまでに世界中の国々や人々からお見舞いや励ましのメッセージが寄せられています。135以上の国・地域、約40の国際機関から支援の申し出があり、そのうち、20の国・地域からの緊急援助隊や医療支援チーム、国際原子力機関専門家チームなどの国際機関が国内で活動してきています。世界各地の政府、企業、NGO、市民から多くの物資支援や義援金もいただいています。このように世界各地に日本に対する連帯と支援の輪が広がっています。

あなたへのメッセージ



昔、疎開した栄養失調の私を、東北のみなさんは、やさしく受け入れて下さいました。ありがたいと思っています。東北は、私の芝居を招んで下さった所でもあり、喜劇を演じる度、みなさんは笑って下さいました。みなさんの笑い声が聞こえる日の一日も早いことを祈っています。私の恩師である校長先生は、「困っている子を助けてあげなさい」ではなく、ただ「一緒だよ!みんな一緒にやるんだよ!」とおっしゃっていました。おひとりずつ手を握り、昔、私がやって頂いたように温めてさしあげたいのが、今の気持ちです。また、子どもたちは我慢しています。少しでも心の傷が癒えるよう、話を聴いて、抱きしめてあげて下さい。みなさん、お元気でいらしてください!

女優・ユニセフ親善大使 黒柳徹子

黒柳徹子

みなさまの雇用について

政府は、震災被害にあったみなさまの雇用について、
さまざまな措置を実施し暮らしを支えています。

政府は、「日本はひとつ」しごとプロジェクトの一環として、
被災されたみなさまの雇用創出を支援する活動を進めています。
被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みをはじめています。

お仕事の一例

- 避難所での子どもの一時預かり
- がれきや漂流物の片付け
- 清掃や町の植栽、パトロール
- 支援物資の仕分け など

※都道府県や市町村では、被災されたみなさまを臨時職員として雇用するなどし、上記のような様々な仕事に携わって頂くことを積極的に支援していきます。

仕事を探している方 まずは、ハローワークへ。避難所へも伺います。

みなさまに、できるだけたくさんの求人情報を提供するために、
従来の枠を越え、関係省庁が一丸となって、求人確保に向けて取り組んでおります。

- 被災地以外への求人情報を探したい方
ハローワークの全国ネットを活用して紹介します。
- 希望する仕事のため、遠隔地への面接が必要な方
面接にかかる交通費や宿泊費、就職後の転居費を補助する制度もございます。
- ハローワークなどへ出向くことが困難な方
労働基準監督署などの関係機関と連携した避難所への出張相談も実施しています。
- 卒業後も就職活動を続けている方・
採用内定取消しを受けた学生の方
就職するまでの継続したマンツーマン支援が受けられます。

■やむなく休業された方

職場が震災被害を受けたことで、休業や一時的に離職をし、休業手当などの賃金が支払われない方々は、特例的に失業給付を受けることができます。同様に、福島原子力発電所の影響で避難指示や屋内退避指示を受けた地域で働く方も対象となります。また、書類が無い場合も、ご本人のお申し出により手続きができます。

■職業訓練を受講されたい方

被災により離職された方や未就職の学校卒業生の方が、就職のために技能や知識を身につける必要がある場合、職業訓練が無料で受けられ、訓練期間中の生活支援のための給付金が支給される制度もあります。

合同就職説明会

被災した方々の就職を支援するための合同就職説明会を開催予定です。日程等が決定次第、順次ホームページに掲載いたします。
5月9日(月)岩手県産業会館で第1回開催予定 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jlnzal.htm>

事業主の方 働く方の雇用維持のため、さまざまな支援がごさいます。

各種助成金による支援

■雇用調整助成金

震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主のみならず、休業などの措置により社員の方々の雇用を維持した場合、その手当ての一部を助成します。

被災した9県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県)の災害救助法適用地域の事業所に対しては、

- ①事業活動縮小の確認期間の短縮
- ②事業活動の縮小の見込みでも申請可能
- ③休業計画の届出の事後提出が可能

などの特例措置を設けています。また、申請手続きについても、被災地の状況に応じた柔軟な対応を行っております。

■特定求職者雇用開発助成金

被災した離職者を採用された事業主の方は、
90万円(大企業は50万円)の助成金を受けることができます。
※現在検討中のものです。詳細は決まり次第お知らせします。

■実習型雇用支援事業

被災地の事業主の方は、被災した離職者などをトライアル雇用する場合、1人につき月額10万円(最大6ヶ月)、その後正社員で雇った場合は6ヶ月ごとに50万円(2回)の助成金を受けることができます。

■3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

被災地に住む大学など卒業後3年以内の方を正社員で雇った場合、120万円(1事業所最大10回)の奨励金を支給します。

■3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

被災地に住む大学、高校、中学など卒業後3年以内の方をトライアル雇用する場合、1人につき月額10万円(3ヶ月)、その後正社員で雇った場合、60万円の奨励金を支給します。

中小企業向けの金融支援 資金繰りのご相談は、以下の窓口にお電話ください。

日本政策金融公庫

☎0120-154-505(平日)
中小企業事業/0120-327-790(土日祝日)
国民生活事業/0120-220-353(土日祝日)

商工組合中央金庫

☎0120-079-366(平日)
0120-542-711(土日祝日)
受付時間は平日/9:00~19:00 土日祝日/9:00~17:00

信用保証協会 受付時間は協会ごとに異なります。

岩手県 019-654-1505
宮城県 022-225-5230
福島県 024-526-1530

岩手県、宮城県、福島県のハローワーク連絡先

■岩手県

盛岡 019-651-8811
沼宮内 0195-62-2139
釜石 0193-23-8609
遠野 0198-62-2842
宮古 0193-63-8609
花巻 0198-23-5118
一関 0191-23-4135
水沢 0197-24-8609
北上 0197-63-3314

大船渡 080-5949-8155(※1)
二戸 0195-23-3341
久慈 0194-53-3374

■宮城県

仙台 022-299-8811
大和 022-345-2350
石巻 0225-95-0158
塩釜 022-362-3361
古川 0229-22-2305

大原 0224-53-1042
白石 0224-25-3107
築館 0228-22-2531
迫 0220-22-8609
気仙沼(臨時相談窓口) 080-2087-4956
■福島県
福島 024-534-4121
平 0246-23-1421
磐城 0246-54-6666

勿来 0246-63-3171
会津若松 0242-26-3333
南会津 0241-62-1101
喜多方 0241-22-4111
郡山 024-942-8609
白河 0248-24-1256
須賀川 0248-76-8609
相双 0244-24-3531(※2)
相馬 0244-36-0211
富岡 0246-23-1421(※3)
二本松 0243-23-0343

(※1)臨時連絡電話 (※2)開庁するのは毎週火曜日と木曜日の10時~14時。雇用保険の業務と雇用調整助成金などに関する相談業務が中心となります。(※3)ハローワーク富岡はハローワーク平に併設。

※詳細についてはお近くのハローワークにお問い合わせください。資金繰りのご相談や合同就職説明会については、それぞれ別の問い合わせ先となりますので留意下さい。

被災者支援4者連絡会議について

平成23年4月4日

宮城県

宮城県災害ボランティアセンター

自衛隊

政府現地対策本部

1. 目的

宮城県、宮城県災害ボランティアセンター、自衛隊及び政府現地対策本部は、今回の災害で被災された方々を支援していくに当たり、被災地やボランティア活動に関連する情報を共有するとともに、効果的なボランティア活動の展開の方向性やボランティア活動に当たっての支援方策等を検討するため、標記会議を設置することとする。

2. 会議の内容

(1) 会議構成員

宮城県（災害対策本部事務局、保健福祉部）

宮城県災害ボランティアセンター

（東日本大震災支援全国ネットワーク宮城担当 ほか）

自衛隊（東北方面総監幕僚副長 ほか）

政府現地対策本部（事務局長補佐 ほか）

上記構成員に限らず、随時、有識者等の参加を求める。

(2) 当面の検討内容等

- ① 情報共有のあり方
- ② ボランティア活動の展開の方向性
- ③ ボランティア活動に対する支援方策
- ④ 活動状況のフォローアップ
 - ・ 現地連絡会議のフォローアップ

(3) 事務局

当面、政府現地対策本部を会議の事務局とする。

新しい公共支援事業

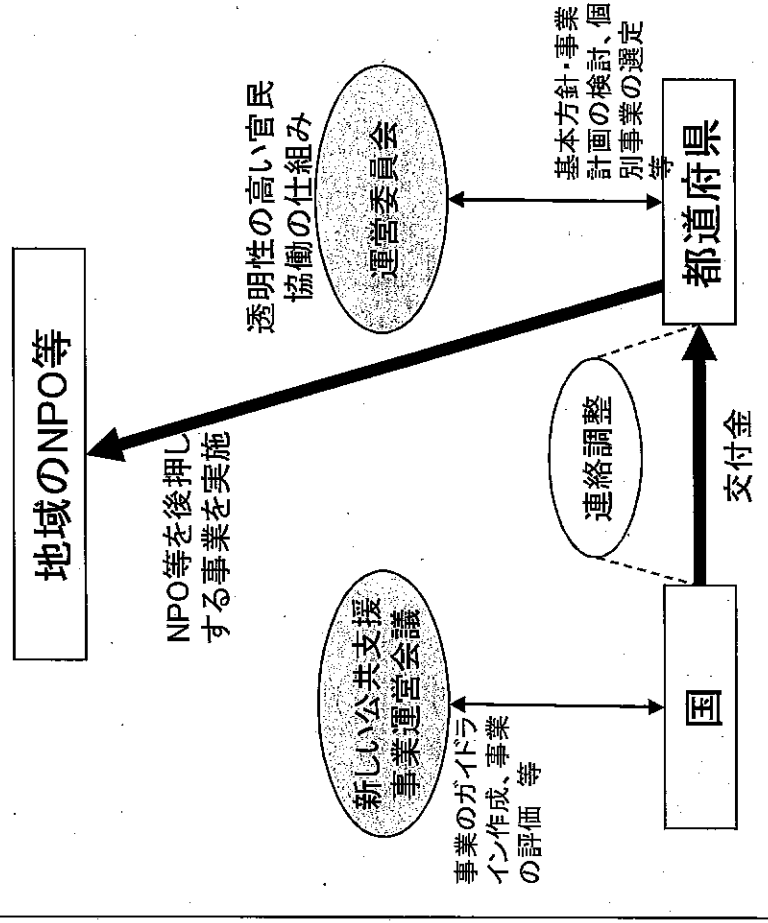
(平成22年度補正予算(87.5億円))

「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、NPO等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うことにより、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援する。

事業内容(2年間で実施)

1. 都道府県(又は委託を受けた中間支援組織等)が、NPO等の民間非営利組織に対して、以下の事業を実施し、活動の阻害要因を解決
 - ① NPO等の活動基盤整備のための支援事業
(例:財務諸表の作成支援)
 - ② 寄附募集支援事業(例:寄附募集イベントの開催)
 - ③ 融資利用の円滑化のための支援事業
(例:専門家派遣による個別指導)
 - ④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給事業
2. NPO等の民間非営利組織、地方公共団体等が連携して、以下のモデル事業を実施
 - ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)
 - ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業
(社会的な課題の解決に向けて、既存の制度や規制の制約を乗り越える取組)

基本スキーム



「新しい公共」…「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 社会基盤担当 電話: 03(3581)0511

内閣府HP : www5.cao.go.jp/npc/unei/umeikaigi.html

新しい公共支援事業による東日本大震災への対応

●ステップ1 「新しい公共支援事業」の運用について(参事官通知) 3月18日

- ・都道府県に対し震災対応案件について十分配慮するように要請

●ステップ2 支援事業ガイドラインの改定 4月12日

①支援事業全体
震災対応への十分な配慮

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業

- ・震災対応案件については予算枠の上限(1/2)を超えて実施が可能
- ・運営委員会へは事後報告でも可能

等を規定。

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1 (第1段階)

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ)

1. 基本的対処方針

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

2. 当面の緊急総合対策

復旧事業等による確実な雇用創出

- 復旧事業の推進
 - ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設
 - 被災住宅の補修・再建
- 重点分野雇用創出事業と緊急雇用創出事業の拡充
 - ・「震災対応分野」を重点分野雇用創出事業の対象に追加
 - ・雇用期間の1年の制限を廃止

◎地元優先雇用への取組

- ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
- ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請
- ・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

被災した方々としごととのマッチング体制の構築

- (1) 被災地におけるマッチング機能強化
 - 「日本はひとつ」しごと協議会の創設
 - 都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置
 - 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大
 - ・避難所へのきめ細かな出張相談
 - ・農林漁業者、自営業者に対する支援
 - ・職業訓練の機動的な拡充・実施
 - 被災地域の就労支援等
 - ・被災者向けの合同企業説明会の開催
 - ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘
- (2) 被災地以外におけるマッチング機能強化
 - ・住居の確保・地元生活情報の提供
 - ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

被災した方々の雇用の維持・確保

◎雇用調整助成金の拡充

- ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
- ・被災地の事業所との取引関係が緊密な被災地外の事業所・計画停電の影響を受けた事業所に新たな特例措置
- 中小企業者等の経営再建支援
- 新卒者の内定取消しの防止等
 - ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
- ・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援
 - ・重点分野雇用創出事業等を活用した自治体による雇用
 - ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表
- 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

「自宅にとどまっている方にも情報提供を」

避難生活も1か月以上過ぎ、心身の疲れもピークを迎えるころでしょう。一部では仮設住宅への入居も始まるなど、避難所から移られた方もいらっしゃると思います。避難所はもちろん、ほかへ移られた方やご自宅にいる被災者の方にも必要な情報が届くよう、関係者のみなさんのご配慮をお願いいたします。

みなさんのまわりに、目や耳の不自由な方や、身のまわりの状況が即座には把握しにくい、といった方はいらっしゃいませんか？

そうした方は必要な情報を得ることが難しく、支援の手がさしのべられないおそれがあります。目の不自由な方には口頭で、耳の不自由な方には手紙で情報を伝えるなど、周囲の人の手助けが必要の方に、ちょっとした心配りをお願いします。

●もくじ

持病のある方へ	糖尿病チェックリスト	P2
	高血圧の薬をのんでいた方へ	P2
感染症の防止	感染症の流行を防ぎましょう	P3
しごとの支援	避難した方への職業訓練・生活費支給	P5
	申請書類がない場合の給付や助成金	P5
	ハローワークは多様な求人を用意しています	P5
難病、アレルギーの方へ	難病に関する相談に応じています	P6
	アレルギーに関する相談に応じています	P6
震災で両親を亡くしたお子さんへ	両親が死亡・行方不明のお子さんについて	P7
配慮が必要な方へ	障害のある方のお問い合わせ先	P8
	子どもの養育や生活に関するご相談	P8

顔面体操

口のまわりの筋肉を運動させたり刺激を加え、機能低下を抑え、食べこぼしなどを防止します。



※個人個人にあったペースでリズムカルに行いましょう

参考資料：財団法人8020推進財団「はじめての口顔ケア」

P1

生活支援

避難所生活が長びくにつれ、持病が悪化するおそれが高くなります。ここでは特に、患者さんの多い糖尿病と高血圧について、悪化に気づくためのチェック項目と予防のポイントをご紹介します。みなさんご自身だけでなく、まわりの方のチェックにもお役立てください。(P2～P4参考資料：社団法人日本老年医学会「一般救護者用災害時高齢者医療マニュアル」)

糖尿病チェックリスト

次のようなことに気づいたら糖尿病の悪化を疑い、医師や避難所の救護班に相談してください。

- ＊トイレに行く回数や失禁が増えた
- ＊全身が震れてだるい
- ＊やたらとのがれく
- ＊なんとなく元気が出ない

避難所で糖尿病の悪化を防ぐために

- 定期的に食事し、それにあわせて薬をのみましょう。
- 脱水にならないよう、水分をしっかりととりましょう。
- 熱があったり食事がとれないときは、早めに診察を受けましょう。

糖尿病の薬をのんでいる方は、低血糖に注意する必要があります。「冷や汗をかく」「力が入らない」などの症状がある場合は低血糖を疑い、医師や救護班に相談してください。

低血糖を防ぐために

- 空腹時には、運動や作業を控えましょう。
- ご飯やパン、麺類、芋類などの主食は必ずとりましょう。
- 食事がとれないときは、血糖降下剤を減らすか、のものをやめましょう。

高血圧の薬をのんでいた方へ

- 避難生活では、普段の生活よりストレスが大きくなるため、身近な場所に血圧計がある場合は、毎日(できれば朝と夜)、測定するようにしましょう。近くに血圧計がない場合は、保健師や医療スタッフの巡回時などにご相談ください。
- 以前ののんでいた降圧薬の名前がわからない場合は、医師や救護班に相談しましょう。
- 頭が痛い、胸がドキドキする、顔色の赤みが強い、といった症状があれば、すぐに医師や救護班に相談しましょう。
- 禁煙、減塩に心がけ、毎日30分程度は体を動かしましょう。

P2

●感染症の防止

感染症の流行を防ぎましょう

避難所での集団生活では、感染性胃腸炎や風邪、インフルエンザなどの感染症が流行しやすくなります。避難所で生活するみなさんはもちろん、支援者の方も、こまめに手洗いを行う心がけてください。可能であれば、手指消毒薬(擦り込み式エタノール剤)やウェットティッシュを使用してください。

発熱・せきなどの症状がある方は、避難所内に風邪・インフルエンザを流行させないために、軽い症状であっても、マスクを着用しましょう。下痢や嘔吐(おうと)などの症状がある方は、脱水にならないよう水分補給を心がけましょう。

これらの症状の自覚がある方は、できるだけ速やかに医師の診察を受けてください。避難所の責任者は、感染している方や感染が疑われる方が、他の人とは離れた場所で療養することができないか検討してもよいでしょう。また、まわりの方もお互いに注意して、こうした症状に気づいた際には避難所のスタッフや救護班、保健師などに知らせてください。

また、これらの季節は、日中の気温が上昇していきますので、食品の衛生や取り扱いにも十分配慮するようにしてください。

感染症が疑われる症状

症 状	疑われる病名
突然の高熱(38℃以上)、さむけ(悪寒)、筋肉痛	インフルエンザ など
黄褐色の痰、発熱	肺炎 など
吐き気、嘔吐(おうと)、下痢、腹痛	感染性胃腸炎、食中毒 など
頻尿、排尿時の痛み、腰の痛み、発熱	ぼうこう炎、腎盂(う)腎炎 など
2週間以上続くせき、血の混じった痰	肺結核 など

インフルエンザの対処法

38℃以上の急な発熱があり、せきやのどの痛み、全身のだるさがある場合は、インフルエンザに感染した疑いがあります。早めに医師の診察を受けましょう。とくに高齢者や子ども、妊娠中の方、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、ぜんそく、心臓病、糖尿病といった持病のある方は注意が必要です。

インフルエンザは、感染した人のせきの飛沫からや、ウイルスを含んだ飛沫が付いたドアノブ、スイッチなどに触れるといったことなどで感染します。手洗いやうがい、手の消毒などによる、感染の予防が大事です。栄養と睡眠をできるだけとって、抵抗力を高めておくことも効果があります。また、あらかじめ予防接種をうっていると重症化しにくいなどの効果があります。

感染性胃腸炎の対処法

感染性胃腸炎の原因の多くは、ノロウイルスによる感染症です。手指や食品などから口に入り、小腸でウイルスが増えて、吐き気や下痢、腹痛などを起こします。ノロウイルスへのワクチンや治療薬はなく、感染した場合には症状に対して治療をします。健康な人は軽症で回復しますが、高齢者や子どもは重症化したり、吐いたものを気道に詰まらせて亡くなることもあります。

患者の便や吐いたものには大量のウイルスが排出されるので、二次感染に十分な注意が必要です。まわりの方々と一緒に予防策を徹底して、感染を防ぎましょう。以下のような対策が有効です。

- ① 便中の前やトイレの便などには、必ず手を洗いましょう。
- ② 下痢や嘔吐(おうと)などの症状がある方は、食器を消毒・洗浄・乾燥作業は避けましょう。
- ③ 胃腸炎患者に接する方は、患者の便や吐いたものを適切に処理し、感染を拡げないようにしましょう。汚れた床やおむつ、処理時の手袋やペーパータオルなどの取り扱いにも注意します。

屋外作業時のけがにも注意を

片付けや運搬など、屋外で作業をするときには、けがの防止のため、暑くても必ず長袖、長ズボンを着るようにしてください。可能ならば、軍手や手袋、底の厚い靴や長靴、ヘルメットなどを準備して、効率よりも事故・けがの防止を優先させて作業にあたります。衛生状態が悪い場所だけでけがをした場合には、そこから破傷風(※)に感染してしまうおそれがあります。土などで汚れた傷を放置せず、医療機関で手当てを受けるようにしてください。また、粉じんを吸い込まないようマスクをしましょう。

(※)破傷風：土などにいる菌が傷口から感染し、3～21日の潜伏期の後に、口が開けにくくなったり、全身のこわばり、けいれんなどが起こる病気です。

厚生労働省

生活支援ニュース 第2号

「大切なお知らせをお届けします」

東日本大震災から1か月が経ちました。まだまだ不便な生活を送られていることと思いますが、体調を崩されてはいませんか?「生活支援ニュース 第2号」では、体調を維持するための健康法、生活しごとの支援のための各種制度などを紹介しています。毎日の生活にぜひお役立てください。

みなさんのまわりに、目や耳の不自由な方、身のまわりの状況が即座には把握しにくい、といった方はいらっしゃいませんか?

そうした方は必要な情報を得ることが難しく、支援の手がさしのべられないおそれがあります。耳の不自由な方には電話で情報を伝えるなど、周囲の人の手助けが必要で、ちょっとした心配りをお願いします。

●もくじ

生活支援について	当面の生活費を無利子でお貸しします その他の主な支援制度	P2 P2
健康のために	心身の健康を保つために 健康やこころの問題の相談に応じます こころの相談電話を開設しています 「生活不活発病」チェックリスト	P3 P3 P3 P4
しごとの支援について	就職活動の交通費と引越代を支給します 震災で死亡・負傷した方は労災保険の対象となります 給料や退職金を困り立て替えます 平日は午後7時まで、土日もハローワークは開いています 障害のある方の雇用相談に応じます 補聴器を無料で交換、修理・点検します	P5 P5 P5 P6 P6 P6
お子さんのいる方 妊娠中の方へ	お子さんのいる方へ 妊娠している方や赤ちゃんのいる方へ	P7 P7
配慮が必要な人へ	認知症の方への配慮をお願いします 避難所生活での認知症の方への配慮と工夫例	P8 P8

P1

●生活支援について

当面の生活費を10万円まで

無利子でお貸しします。(特別な場合には20万円)

被災された方のさしあたっての生活資金として、所得に関係なく1世帯あたり10万円を無利子でお貸しする「緊急小口資金」の特例貸付があります。亡くなられた方や要介護の方がいる世帯、4人以上のご家族がいる世帯などには、最大20万円をお貸しします。お近くの市町村の社会福祉協議会(社協)へお申し込みください。別の自治体に移られた方も、避難先の社協で受け付けます。当初1年間は返済する必要がなく、償還期限はその後2年以内となっています。

その他の主な支援制度

◆借りる

制度名	概要	申請窓口	限度額
災害援護資金	負傷したり、住居・家財に被害を受けた方に、復旧資金をお貸しします。	市町村	～350万円
母子養育福祉貸付金	母子家庭の母または寡婦に対して、生活資金をお貸しします。	県・市(福祉事務所)	月額10万3千円

◆受ける

制度名	概要	申請窓口	限度額
失業保険	災害による事業所の休業などで、実際には就職していない状態でも、給付を受けることができます。	ハローワーク	直近の給与の50%～80% 給付日数90日～330日
広域活動給付金	ハローワークの紹介で、往復300km以上遠方の会社を訪問して就職活動をする場合に支給されます。	ハローワーク	交通費実費+宿泊料(一泊上限8,700円)
移転費	ハローワークの紹介で、遠方の会社に就職する場合に、引越にかかる経費などが支給されます。	ハローワーク	交通費実費+移転料(上限141,000円)+着後手当(上限19,000円) ※単身の場合
未払い賃金の立替払	地震による被害で中小企業などの賃金が未払いの場合、立て替え払いします。	労働基準監督署	未払い賃金総額の8割(最大296万円)

P2

●健康のために

心身の健康を保つために

不便な避難所の生活ではがまんを強いられ、これまでにないストレスを受けておられることでしょう。自由に動き回ることままならないでしょうが、心身の健康を維持するためのヒントをご紹介しますので、身のまわりのことが一段落したら、参考にしてください。

「生活不活発病」に備えましょう

「動かない」状態が続くことで心身の機能が低下し、「動けなくなる」のが「生活不活発病」で、特に高齢者や持病のある人に起こりやすいのが特徴です。避難所では、それまで行っていた掃除や家事、買い物などができなくなったり、ボランティアの方から「こちらでやりますよ」と言われて受け身になってしまったり、復旧がたまたたり…と動かなくなる条件がたくさんあります。生活不活発病になると、歩くことが難しくなったり疲れやすくなったりして「動きにくく」なり、「動かない」ようになってますます病状がすすむ、と悪循環になりがちなので、早期の対応が大切です。

支援者のみなさん、
はりきりすぎは禁物です!

「燃え尽き症候群」という言葉で知られるようになりましたが、長期間、心身が張り詰めた状態が続くと、ものごとへの意欲が急になくなってしまふことがあります。これは一種のストレス反応です。このような状態になるまでストレスをためないよう、気分転換したり、休息をとったりしてリラックスするよう努めましょう。誰にとっても新しい環境です。最初からはりきりすぎずに、上手に自分のペースを見つけて過ごそうにしてください。

健康やこころの問題の相談に応じます(産業保健推進センター)

産業保健推進センターでは、被災された方からの健康上の不安やこころの問題についての電話相談を実施しています。

健康 関係: 0120-765-551 (受付時間: 土・日・祝日を除く 13:00～17:00)
こころの問題: 0120-226-272 (受付時間: 同上 9:00～12:00, 13:00～17:00)

こころの相談電話を開設しています(日本精神衛生学会)

精神科医師、臨床心理士、保健師、精神保健福祉士など、専門のスタッフが電話相談に応じます。

0120-111-916 4月23日(土)まで毎日13:00～22:00



P3

「生活不活発病」の早期発見を

発見のポイント

チェックリストの①～⑥の項目について地震前(左側)と現在(右側)のあてはまる状態に印をつけてください。このチェックリストで、赤色の□(一番悪い状態ではない)がある時は注意してください。特に地震前(左側)と比べて、現在(右側)が1段階でも低下している場合は、保健師、救護班、医療機関などに相談ください。

生活不活発病チェックリスト

① 屋外を歩くこと	地震前	現在	③ 車いすの使用	地震前	現在
● 遠くへも1人で歩いている	☐	☐	● 使用していない	☐	☐
● 近くなら1人で歩いている	☐	☐	● 時々使用	☐	☐
● 誰かと一緒に歩いている	☐	☐	● いつも使用	☐	☐
● ほとんど歩いていない	☐	☐	⑤ 外出の回数		
● 外は歩けない	☐	☐	● ほぼ毎日	☐	☐
② 自宅内を歩くこと			● 週3回以上	☐	☐
● 何もつかまらずに歩いている	☐	☐	● 週1回以上	☐	☐
● 壁や家具を伝わって歩いている	☐	☐	● ほとんど外出していない	☐	☐
● 誰かと一緒に歩いている	☐	☐	④ 日中どのくらい体を動かしていますか		
● 這うなどして動いている	☐	☐	● 外でもよく動いている	☐	☐
● 自力では動き回れない	☐	☐	● 家の中ではよく動いている	☐	☐
③ 身のまわりの行為(入浴、洗面、トイレ、食事など)			● 座っていることが多い	☐	☐
● 外出時や旅行の時にも不自由はない	☐	☐	● 時々横になっている	☐	☐
● 自宅内では不自由はない	☐	☐			
● 不自由があるがなんとかしている	☐	☐			
● 時々人の手を借りている	☐	☐			
● ほとんど助けてもらっている	☐	☐			

予防のポイント

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう。
- 横になっているより、なるべく座りましょう。
- 動きやすいよう、身のまわりを片付けておきましょう。
- 歩きにくくなくても、杖などで工夫をしましょう。
- 避難所でも楽しみや役割を持ちましょう。
- 気分転換を兼ねて散歩や軽い体操を。
- 「安静第一」「無理は禁物」と思いこまないで。
- (病気の時は、どの程度動いてもよいが相談を)

一方で、予防のためだからと、急に激しい運動を始めるのも逆効果です。普段よりもからだは疲れやすくなっているため、無理をするとダウンしてしまいます。少しずつ、体調をはきみながら動きましょう。

P4

お住まいの年金は、予定通り4月15日(土)の口座に振り込まれます。通帳や印鑑、キャッシュカードをなくした方は、お問い合わせは被災者専用フリーダイヤル、0120-707-118へ。受付時間(月)金9時～17時

●しごとの支援について

従業員の方へ

勤め先が被災し、休業や一時的な離職を余儀なくされた方には、雇用保険の「失業給付」が受けられます。遠方に避難している場合は、避難先近くのハローワークで手続きが行えます。

遠方での就職を検討している方へ。
面接交通費と引っ越し代を支給します。

失業給付を受けながら、ハローワークに求人登録して遠方での就職を探している方には、面接のための交通費や、就職が決まった後の引っ越し代が出ます。詳しくは、2ページ「その他の主な支援制度」の「広域活動給付費」「移転費」をご覧ください。

震災で死亡・負傷した方は
『労災保険』の対象となります。

仕事中や通勤中に地震や津波に遭い、死亡・負傷した方は労災保険の対象となります。亡くなった方については、遺族年金、または一時金が遺族に支払われます。けがをした方には治療費のほか、療養のため仕事に行けない場合は賃金の約8割相当額の給付などが受けられます。

支払われない給料や退職金は、
国が立て替えます。

震災で勤めていた会社が倒産し退職された方で、給料や退職金が支払われていない場合は、国が会社に代わって一部を立て替え払いする制度が利用できます。

労災保険や「未払賃金立替払制度」については、申請手続きも簡素化しています。詳しくは、労働基準監督署へお問い合わせください。

事業主の方へ

震災による直接被害で休業せざるを得ず、賃金も支払えない状態であれば、従業員は雇用保険の「失業給付」が受けられます。一方、「取引先が震災で被害を受け、部品が調達できない」などの理由で事業活動が縮小している場合は、従業員に支払う休業手当の一部を助成する「雇用調整助成金」を受けられます。詳しくはハローワークにご相談ください。

平日は午後7時まで、土・日も
ハローワークの窓口を開けています。

ハローワークでは、「特別相談窓口」の設置や避難所への出張相談で、被災されたみなさんの支援に取り組んでいます。特に、岩手、宮城、福島3県内14か所のハローワークでは、土・日・祝日も窓口サービスを行い、平日も午後7時まで時間を延長しています。お気軽にご相談ください。

●平日の時間延長と、土・日に窓口を開けるハローワーク

□岩手：釜石、宮古、大船渡、久慈 □宮城：仙台、石巻、塩釜、気仙沼
□福島：福島、平、会津若松、郡山、二本松、相馬出張所

開庁時間 平日 8:30～19:00/土・日・祝日 10:00～17:00
※気仙沼は停電のため、当面、平日は17:15まで

障害のある方の雇用について、
相談に応じます。

被災地域の「障害者職業センター」では、障害のある方の雇用に関する特別相談窓口を設置し、さまざまな相談・不安にお答えしています。どうぞご利用ください。(受付時間はいずれも月～金 8:45～17:00)

□青森県/電話:017-774-7123 FAX:017-776-2610
E-mail: aomori-ctr@jeed.or.jp
□岩手県/電話:019-646-4117 FAX:019-646-6860
E-mail: iwate-ctr@jeed.or.jp
□宮城県/電話:022-257-5601 FAX:022-257-5675
E-mail: miyagi-ctr@jeed.or.jp
□福島県/電話:024-522-2230 FAX:024-522-2261
E-mail: fukushima-ctr@jeed.or.jp
□茨城県/電話:0296-777-3373 FAX:0296-777-4752
E-mail: ibaraki-ctr@jeed.or.jp
□栃木県/電話:028-637-3216 FAX:028-637-3190
E-mail: tochigi-ctr@jeed.or.jp
□千葉県/電話:043-204-2080 FAX:043-204-2083
E-mail: chiba-ctr@jeed.or.jp

補聴器を無料で交換・修理・点検します。

震災で補聴器をなくしてしまった、壊してしまったという方は、業界団体の協力で、代替品との交換・修理・点検、電池交換などを無料で行ってもらえます。お問い合わせは日本補聴器販売協会、電話03-3258-5964へ。(受付時間:月～金 10:00～17:00)

●お子さんのいる方、妊娠中の方へ

お子さんのいる方へ

- 子どもに話しかけたり、抱きしめてあげたり、スキンシップをとって安心感を持たせてあげましょう。
- 睡眠がとれるように環境を整えてあげましょう。
- 遊びを通して感情を外に出せるようにすることが大切です。絵を描いたりぬいぐるみで遊んだりできるように、遊びの場を確保してあげましょう。
- 子どもに余裕を持って接することができるよう、大人自身が落ち着いた時間を持つようにしましょう。

妊娠している方や
赤ちゃんのいる方へ

- おなかの赤ちゃんが元気に動いていれば大丈夫です。
- 妊娠中は、冷えるとおなかが強くなります。できるだけ暖かくして横になりましょう。
- 赤ちゃんにしっかりお乳を吸わせましょう。一時的に出が悪くなくても、あてているうちにまた出てくるのが期待できます。
- 粉ミルクを溶く水は衛生的なものを用意します。哺乳瓶の消毒ができない時は、使い捨ての紙コップを使って、少しずつ、時間をかけて飲ませましょう。
- ミルクを作る水は、ミネラル分が多く含まれる硬水を避けましょう。

■ 妊婦さんで、「定期健診が受けられない」「出産場所が見つからない」といったお困りごとがある方は、避難所の助産師や保健師へ早めにご相談ください。

紙スプーンの作りかた

紙パックからスプーンをつくる方法です。

- 1 注ぎ口の部分を切り取る。
- 2 残りのパックを4分面に折り、口は遊びやすくするため、斜めに切り落とす。
- 3

※事前に洗うなどでできるだけ清潔な紙パックをご使用ください。繰り返し利用はさけてください。

被災者支援サイトOLIVEより転載 URLはこちら http://www.olive-for.us/

被災者の方は、保険証(被保険者証)がなくても全国の医療機関で診療や治療が受けられます。生活に困っている方については、診療代もかかりません。地震の後に他の市町村に移った方も同じです。

●配慮が必要な人へ

認知症の方への配慮をお願いします

認知症の方が避難所で過ごすには、周囲のみなさんの十分な配慮が必要です。ご協力をお願いします。

認知症の方に
見られる特徴

- 場所や時間などがわからない
- 周囲で起きていることが正しく理解できない
- 身のまわりのことができない
- 物事をすばやく理解したり判断することが難しくなるなどがあります。

認知症の方は、環境の変化に大変影響を受けやすく、長期の避難所生活で徘徊(はいかい)や大声などの症状を引き起こすことが心配されます。少しいの配慮で本人が安定し、家族や周囲の負担も軽減できることがあります。認知症の方のご家族には「気にしないで」と、ひと声かけるといった気遣いをお願いします。

避難所生活での認知症の方への
配慮と工夫例

- ① よく話しかけ、唇にも耳を触れる
誰にとっても状況が分からないことは不安で、それが興奮につながりやすくなります。説明しても忘れられてしまうかもしれませんが、無理にでもゆっくり、穏やかに会話をすることが、お互いの負担軽減につながります。
- ② 静かな環境を(可能な範囲で)工夫する
避難所の出入口付近は騒々しくなりがちで、興奮を呼びやすく、また徘徊のある方は出て行ってしまうので、できるだけ静かで落ち着いた場所を確保しましょう。
- ③ 以前に近い規則正しい生活リズムを目指す
避難所生活はそれだけで非日常的ですが、時間だけでも以前に近いリズムを心がけましょう。昼間に外を歩いたり、日光に当たることが夜の安眠につながります。
- ④ そっと見守りつつ、必要に応じて声をかける
なれない生活へのとまどいや帰郷願望から、徘徊して行方不明になるおそれがあります。また、身の回りのことも失敗しがちです。必要に応じて声をかけるなど、複数の方で見守りましょう。
- ⑤ 周囲の方々の理解と協力が大切
認知症について理解してもらうことで、不要な誤解やトラブルを避けましょう。また、見守りなどの協力関係を築くことにより、介護負担を軽減したものです。
- ⑥ 認知症に限らず、まわりの手助けが必要な方には、問仕切りや畳などを貸し出せる場合があります。避難所の担当者へお気軽にご相談ください。

まだ要介護認定を受けていない方や、認定の有効期限を過ぎている方でも、介護サービスを利用できます。お近くの市町村にご相談ください。生活に困っている方については、サービス利用料もかかりません。

復興地域をあたたかいふれあい・ 助け合いで包みましょう

公益財団法人 さわやか福祉財団

被災地はまだまだ緊急支援が必要な状況ではありますが、中長期を見据えた復興が必要です。私たちは、被災者の方々のためのふれあい活動を推進します。また、被災者の皆さんが希望を持ってふるさとの復興に取り組めるようリードします。これからの復興に向けた新たな地域づくりの目指す姿を、「地域包括ケア体制とふれあい・いきがいのある町」として活動していきます。

○ 復興の町づくりに向けて、以下の2つを柱に進めることを提案していきます。

- 1 地域を施設化する（24時間365日巡回サービスなどの理念）
- 2 地域を家庭化する（ふれあい・いきがいの理念）

○ ふれあいを中心に行っていきます。

ほとんどすべてを無くしてゼロから立ち上がるまちづくりに向けて、避難所に暮らす今から、戻った後のまちづくりについても住民同士で議論し合える協議会の設置を提言し、そして、地域をあたたかいふれあい・助け合いで包むという理念がしっかりと組み込まれるよう活動していきます。

・ 地域復興住民協議会を地域ごとにつくっていきましょう

・ 仮設住宅に”ふれあいルーム（居場所）”をつくりましょう

（仮設住宅は、住んでいた地域が同じ者同士が隣り合って入れるように割り振る）

「ふれあい」を主とした活動を通して、住民がもっとも暮らしやすい町や地域を、新しく創造していくことを目指します。じっくりと腰を据えた活動を、一緒に行っていきませんか。

公益財団法人さわやか福祉財団 木原・鶴山
東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館7F
TEL 03（5470）7751
FAX 03（5470）7755



2011 年 4 月

赤い羽根の中央共同募金会

社会福祉法人中央共同募金会

東日本大震災におけるボランティア・NPO活動を支える募金、始めました

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」 ＜助成応募受付中！＞

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」とは？

このたびの東日本大震災は、被害が極めて甚大であり、支援活動は広域化、長期化し、支援活動に要する費用も多額にのぼると考えられます。被災された方がたへの救援・支援活動にはボランティアグループや NPO が大きな役割を果たします。こうした活動を資金面で支援するため、赤い羽根の中央共同募金会（会長・斎藤十朗）では、東日本大震災の被災地等で活動するボランティア団体・NPO への支援金として「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を創設しました。

支援活動を行なうボランティアグループ・NPOにとって、活用しやすい助成を目指します。

＜赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」6つの特長＞

（１）支援活動をマネジメントする専門的な人材への人件費も助成対象とします！

助成にあたっては要件があります。詳しくは応募要項 をご参照ください。

（２）5名以上のグループから法人格のある組織まで、幅広くサポートします！

法人格のない5名以上のグループから、法人格のある組織（NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等）まで、幅広い団体をサポートします。被災者自身の活動も対象とします。

（３）活動対象地域は全国です！

被災地での活動だけでなく、被災者の避難先、原子力発電所の事故による住民の避難先における活動も対象とします。

（４）3つのフェイズに対応した助成プログラムを用意します！

3つのプログラムごとに、活動期間で分けて、それぞれの助成上限額を設定。

下記の①～③のプログラムごとに、活動期間で分けて、それぞれの助成上限額を設定します。

①緊急救援活動プログラム（レスキュー期）

- （例）・炊出し、入浴サービス、安否確認、相談等、被災者に対する緊急救援活動
・家屋や施設等の復旧作業、被災者の引越しの手伝い等
・救援物資の運搬 等

②生活支援活動プログラム（生活支援期）

- （例）・仮設住宅へ入居後の被災者に対する生活支援活動
・子育て中の親や高齢者等のサロン開設
・障がい、疾病など特別なニーズを持つ人々への支援活動 等

③復興支援・コミュニティ活動プログラム（復興支援期）

（例）・被災者間の調査活動や相談活動

・コミュニティづくり

・復興プログラムやまちづくりの活動 等

《助成上限額》緊急救援活動、生活支援活動、復興支援活動の各プログラム共通
ア．短期（１カ月未満）の活動の場合

①１週間未満：１０万円以内 ②１カ月未満：５０万円以内

イ．中長期（１か月以上）の活動の場合：３００万円以内

※一度助成を受けても、その後の申請は何度でも可能です。

（５）ボランティア保険も助成対象となります！

（６）寄付者は、税制上の優遇措置を受けられます！

災害ボランティア・ＮＰＯサポート募金は、災害ボランティアを支援する募金として唯一、財務省から指定寄付金としての取扱いを受けています。災害ボランティア・ＮＰＯサポート募金に対する寄付は、法人税法上全額損金の扱い、所得税法上寄付金控除の扱いの対象となります。

＜応募の受付時期と決定時期／応募方法＞

①第１次応募期間：２０１１年４月１４日（木）～４月３０日（土） →助成決定：２０１１年５月中旬予定

②第２次応募期間：２０１１年５月９日（月）～６月１０日（金） →助成決定：２０１１年７月中旬予定

③第３次応募期間：２０１１年６月２０日（月）～７月３１日（日） →助成決定：２０１１年９月中旬予定

※その後も応募は受け付け、２カ月に１回程度の間隔で助成決定します（予定）。

※同サポート募金では、継続的に助成をしていく予定です。

※全体の助成総額は、同サポート募金への寄付額に応じて増加します。

詳細は、中央共同募金会ホームページ <http://www.akaihane.or.jp> をご覧ください。

●応募方法：応募要項をご確認の上、「応募書」に必要事項を記載し関係資料を同封して、下記送付先まで送付してください。

※応募要項・応募書は、赤い羽根「災害ボランティア・ＮＰＯ活動サポート募金」ホームページ <http://www.akaihane.or.jp/er/p6.html> よりダウンロードできます。

＜問合せ先＞

社会福祉法人 中央共同募金会企画広報部（助成金担当）

〒１００-００１３ 東京都千代田区霞が関３-３-２ 新霞が関ビル５階

電話 ０３-３５８１-３８４６（代）

FAX ０３-３５８１-５７５５

E-mail support@c.akaihane.or.jp

URL <http://akaihane.or.jp>

以下、要望と提案です。

1:要望・提案・確認事項(箇条書き)、
生活物資(食料、身の回り品)の支援体制の全体像とスケジュール表を作成、発表してほしい。

2:その理由、
公的機関(行政、社協＝災ボラ含む)の支援物資の流れと各セクターの役割分担がどういうふうになっているのか現場レベルや県レベルでも理解している人がいない(県災ボラの一部スタッフは国は物資に関しては何もしていないと言っていた)。

たとえば、向こう3ヶ月のお米は国ですでに手配したとかなどと物資供給のスケジュールと役割分担を示してもらおうと、NPOなどが何をすればいいかがより早く判断できる。

3:

【所属】日本福音ルーテル教会

【氏名】佐藤文敬

【連絡先(電話・メール)】

husikaden@gmail.com

東日本大震災復興NPO支援全国プロジェクト

呼びかけ人(五十音順)〔4月15日現在〕

- ・池本修悟 (特)NPO 事業サポートセンター／新しい公共をつくる市民キャビネット
- ・後 房雄 (特)市民フォーラム 21・NPO センター
- ・江口タミ子 全日本救助犬団体協議会／(特)日本搜索救助犬協会
- ・太田達男 (財)公益法人協会
- ・岡本健次郎 (特)共生のすまい全国ネット
- ・小野田全宏 (特)静岡県ボランティア協会
- ・河口博行 (特)ニッポン・アクティブライフ・クラブ 東京本部
- ・菊池新一 遠野まごころネット
- ・小林幸生 NPO 連携福島復興支援センター
- ・後藤真太郎 立正大学・地球環境科学部
- ・島田慎太郎 宅老所を全国に広める会
- ・庄野真代 (特)国境なき楽団
- ・高橋 公 (特)ふるさと回帰支援センター
- ・田中尚輝 (特)市民福祉団体全国協議会
- ・平野覚治 全国老人給食協力会(ミールズ・オン・ホイールズ協会)
- ・藤岡喜美子 (社)日本サードセクター経営者協会(JACEVO)
- ・星野勝芳 (社)長寿社会文化協会
- ・牧野史子 (特)介護者サポートネットワークセンター アラジン
- ・松尾道夫 (特)NPO 埼玉ネット
- ・村井雅清 被災地 NGO 協働センター(神戸)
- ・村上タカシ 仙台宮城緊急支援対策本部 NPO 連携担当
- ・茂木秀樹 [NPO 連携]GANBARO ↑ MIYAGI/宮城復興支援センター
- ・横尾俊成 (特)greenbird

■立正大学石橋湛山記念講堂

(大崎キャンパス)

〒141-8602 東京都品川区大崎 4-2-16

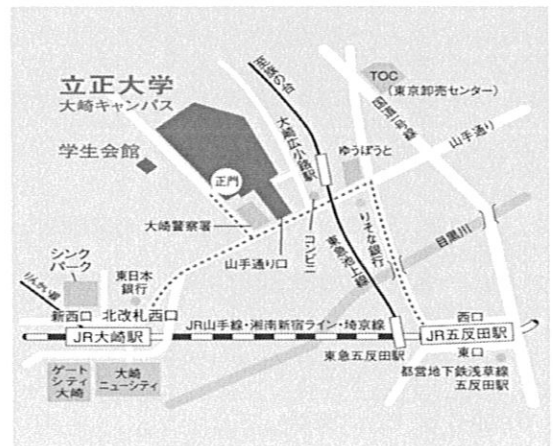
TEL 03-3492-2681

<アクセス>

大崎駅(JR 山手線、湘南新宿ライン、埼京線、りんかい線)から徒歩 5 分

五反田駅(JR 山手線、都営地下鉄浅草線)から徒歩 5 分

大崎広小路駅(東急池上線)から徒歩 1 分



<フォーラム参加申込書> FAX 03-6808-3788

☐第一部 ☐第二部 に参加します。(☐レ印刷します)

お名前		所属団体名	
ふりがな		ふりがな	
住所	〒		
電話番号			
e-mail			

無料です
どなたでも利用OK

全国からあなたをサポート!

避難所・支援所などに掲示ください。
コピー配布歓迎!チラシ・ポスター取寄OK⇒<http://b.volunteer-platform.org>

物資・ボランティアさんを 探せる・募集できる!

物資を提供したい
ボランティアをしたい

支援者

個人 | NGO | 企業



ボランティアが欲しい
物資が欲しい

被災地

個人 | NGO | 行政

ボランティア

看護師 掃除 介護 ケア その他 物資仕分け 撤去作業 話し相手 etc...

物資

服・食品 家電 家具 文具・本 その他 ランドセル おもちゃ 調理器具 etc...

数1000件の
支援リスト!

毎日、
数万件の
アクセス!

PCサイト 携帯サイト

特徴1
タイムリー
支援要求が
タイムリーに
支援者へ届く。

特徴2
支援リスト
被災地から
必要なものを支援リストの
中から探せる。

特徴3
継続
サイトを通じて
被災地が支援のルートをも
維持できる。

携帯OK! →



利用方法

検索できます! 登録なしでもOK

物資・ボランティアさんが欲しい!

欲しい物資・ボランティアさんを探してください。

メール・電話で直接お話しください。

掲示板上で募集

支援者から応募が来ます。

メール・電話で直接お話しください。

●募集の際は、支援者にお名前・連絡先・住所・希望の期間などをお伝え下さい。●物資を募集する場合には、輸送方法を詳しく伝えてください。●ボランティアを募集する場合には、宿泊・交通・食事などについて詳しく伝えてください。●交通の事情などで、上手く物資が届かない、訪問できない場合もあります。※支援者としての登録もできます。

インターネットが使えない方が利用したい時には
周りの方がお手伝いしてあげてください。

避難所を離れた後も足りないものだらけだと思います。
継続してサイトをご利用ください。

避難所・仮設住宅の状況をサイトに投稿してください。 避難所・仮設住宅単位で 募集をまとめてくださる担当の方を大募集! 支援マッチングを広めるボランティア募集! 詳細はWEBで

第二回 震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議に向けた提案

提案① ボランティアの宿泊・活動拠点として寝台列車等の活用

1: 提案内容

寝台列車の車両やイベント列車の車両等を提供してもらい、被災地近くの駅等に止め、ボランティアの宿泊場所や拠点として活用する。

2: 理由

- ・ボランティアやスタッフの宿泊場所や活動拠点の確保が難しく、活動のネックとなっている。
- ・テントや自動車内での宿泊は体力・健康管理・衛生等の問題もあり、ボランティアやスタッフの参加を制限することにつながり、長期的な活動を妨げている面もある。
- ・NPO等が安定した活動ができるような支援体制が求められている。
- ・鉄道車両であれば移動ができるため、復興状況によって場所を変えることも可能である。

提案② 震災復興応援トレイン（仮称）を走らせよう

1: 提案内容

ゴールデンウィーク等に各地からボランティアを乗せた寝台列車を被災地に向けて運行する。

被災地ではボランティア活動を行い、その後は復興しつつある街で買物等をする。

乗ってきた寝台列車は宿泊場所としてそのまま使用する。

NPO等に所属しているボランティアやスタッフの移動手段としても利用する。

ピギーバック輸送（鉄道による自動車、及びその乗員の輸送）も同時に行い、NPO等や自治体、警察・消防、自衛隊等の移動の負担も軽減させる。

ゴールデンウィーク後は週末や夏休み時期等に運行する。

運行例) 1日目: 夜 東京・大阪・福岡等を出発（車中泊）

2日目: 朝 仙台着

バスや送迎の車で被災地域に入り、漂着物拾いや泥かき等の活動を行う。

夕方 仙台で食事や買物、近くの温泉で入浴 復興状況を体感。

夜 仙台発（車中泊）

3日目: 朝 東京・大阪・福岡等に到着

2: 理由

- ・被災地では県外ボランティアの受け入れが難しい状況ではあるが、津波による漂着物（ごみ等）や泥がまだまだ多く、人手による活動が不可欠である。
- ・梅雨入り前に漂着物や泥を除去しないと腐敗や臭い等の衛生面での問題が大きくなる。
- ・ゴールデンウィークは多くのボランティアを確保する絶好の機会である。
- ・遠く離れたところでもボランティアをしたいという人が多い。
- ・報道等で見るだけでなく、実際に被災状況を見てもらったほうが良いこともある。
- ・消費の自粛を控えようと呼びかけているが、これは心理的問題であり、言葉で説得するよりも実際に現地を見てボランティア活動をし納得してもらえば消費活動に繋がる。特に、被災地に近い場所や観光地での消費活動に繋がる。
- ・バスや個々の自家用車による移動は長距離には向かず、高速道路の渋滞の原因となり、環境への負荷も大きい。
- ・バスや自家用車で移動する場合、宿泊場所を別に確保する必要がある。

提案者 所属・氏名・連絡先（電話・メール）

個人 山本憲司 yama.ken@d4.dion.ne.jp 携帯電話 090-8301-1636

被災地である「ふくしま」から

丹波史紀

(福島大学・反貧困ネットワークふくしま)

1. 災害から1か月ほぼたった福島県の現状

- ・ 福島県は、沿岸部が津波等で被害があったことだけでなく、原発事故による避難生活を余儀なくされた人が多く、避難所等で生活する人のほとんどが、家があるのにも関わらず、帰れないでいる。原発事故もいまだ収束し安全と言える状況になく、避難指示区域などの住民は、いつ自宅に戻れるのか見通しが立たない不安が大きい。まだ災害は続いている。
- ・ また福島県の場合、県内に避難した者よりも県外に避難した者の方が多く、被災自治体も詳細を十分把握しきれていない。特に自主的に避難し、県外の避難所等にいない人の把握が困難。

【被災者のニーズ把握】

- ・ 避難所等で被災者のきめ細かなニーズに応えきれていない。多くの避難所に自治体職員が入るが、一日交代などが多く、被災者のニーズをきちんと受けとめきれないでいることも大きな要因の一つ。

【災害時要援護者】

- ・ 乳幼児・妊婦が避難所にいる。妊婦や出産直後のお母さんからは、環境の変化にストレスを抱えている。九か月子どもをかかえる母子家庭が十分なケアもないまま、一般の被災者の方々と一緒に生活をしている（福島市の避難所十六沼公園）。
- ・ 県は全体として、子ども・女性・高齢・障がい者など「災害時要援護者」と言われる人へのケアが極端にかけている。福祉避難所の設置もほとんどない。

【女性の視点】

- ・ 避難所での女性（要介護高齢者や子どもも）に対する配慮が著しくかけている。簡易トイレでほとんどプライバシーもない状態で、女性たちのストレスになっている。
- ・ 長期にわたる避難生活で洗濯ができない事へのストレスは多い。避難所ではニーズが高いことはわかっているにも関わらず、取り付けができないと断り、実際には設置できない（福島市）。小学校の体育館横に洗濯機が2台置いてあるものの、100人を超える被災者の割り振りができない、干せる場所がないなどの理由で、洗濯機に「使用しないこと」という張り紙がつけられている（南相馬市）。

【原発問題】

- ・ 発表される情報に対する県民の信頼感はあまり高くない。それを信じ「安全」であるとしても、「安心」できないでいる。特に子育て世帯の親からはそうした不安の声がたくさんある。
- ・ 保護者の不安をよそに、県・市町村教育委員会は4月上旬の始業を開始した。保護者からの意見や苦情もあり、始業式前日から放射線の測定を各小学校などで行うようになった。しかし、保護者からすれば、まずそうした措置をとって「安全・安心」を確認してから、学校を再開すべきなのに、4月上旬から始業することだけが決まっていて、それに対する安心を感じて学校生活を送れるような対応はほとんどとられなかった。これに対する不信感も周りの保護者には強くある。
- ・ 保護者の方からは、将来の放射線物質の蓄積が子どもたちの健康に影響を与えないか不安でたまらない。多くの保護者は、「自分はいいが、せめて子どもたちだけでも安全・安心な中で暮らしてほしい」と共通して願っている。
- ・ 具体的にたとえば、少なくとも各学校で放射線の測定が継続的に行われ公開されること。かつそれが健康への影響があるのかどうかをわかりやすく教えてほしい、そして安心できるようにしてほしいと思っている。屋外で子どもたちを遊ばせていいのか、プールなどに入らせていいのか、雨の日はどのように気をつければいいのか、など。そうした細かなこともふくめ、保護者が安心して学校に子どもを通わせられるよう、行政からの情報をきちんと聞きたいと多くの保護者は考えている。その対応が遅い（自治体・教育委員会も文科省に基準を示すよう求めているが、回答がまだない）。

【2次避難】

- ・ 県は二次避難所として、旅館やホテルを設定し、学校や体育館などにいる避難者の方々を移動させようとしている（「5万人移住計画」）。住民への丁寧な説明と同意にかけられる場合も見受けられ、被災者が拒絶するケースもある。
- ・ 学校にやっと転入した子育て世帯からすれば、何度も場所を変えることに不安を覚えている。一次避難所近くで4月6日に始業のために転入手続きを取ったが、その後避難所を移動することになり、毎日親が車で福島市の南から北へ一時間近くかけて送り迎えしている例も。
- ・ やっと一か月をすぎ少し避難所の生活になれてきた矢先に、また場所をかえられること、さらにそれが十分な説明と納得がないまますすめられているので、少なくない人たちが拒否している状況（避難所を4・5回と複数回移転させられている人は決して少なくない）。
- ・ さらに生活のインフラのない県内の全く知らない土地の旅館に移されることに「不快感」を示す人も多くいる。特に、子育て世帯で学校に子どもを通わせている世帯や、仕事を持ち避難所から仕事先にいつている人からの不安な声が多

い。高齢者は二次避難先のホテル・旅館近くに病院などが無い事への不安から拒否する（不安になる）ケースが多い。

- ・ 総じて、働き盛りの世代は仕事、子育て世代は子どもの学校、高齢の方は病院などが影響し、生活の拠点を転々と変えることにストレスを感じている人が多い。そして少なくない人たちが、行政のそうした方針を拒否している。
- ・ また、プライバシーの確保や感染症予防においては、ホテル・旅館は有効であり、かつ地元旅館業の雇用確保にもつながるメリットはあるが、一次避難所に比べ、「個室」になった分、目が行き届かなくなり、「孤立化」することもある。

2. 今後の課題と当面の取り組みの方向性

【一次避難所】

- ・ 洗濯へのニーズが高いにも関わらず、これに対応できていないことから、「洗濯ボランティア」をクリーニング業者と連携しながら対応を検討中。ただし、輸送費などの資金面での課題が大きく実施できていない。

【二次避難所】

- ・ 「孤立化」と仕事・学校・病院などの生活インフラが大きな課題。1部自治体では自治会などの自治機能をつくろうとする動きも。

【応急仮設住宅建設】

- ・ 当初 14000 戸の応急仮設住宅建設を建設する予定が、飯舘村や川俣町の一部が「計画的避難区域」となったことにより、さらに 1 万個追加。ただし、県内の建設業者に工事発注をするのは、このうち 4000 戸。
- ・ 被災地の多くで建設着工が進んでいない。福島県の場合、自治体単位あるいは行政区単位などのまとまった形で応急仮設住宅に入居し、コミュニティを維持できるかが課題。原発事故の影響により、長期にわたる避難生活が想定され、コミュニティのつながりをなくすと「帰ろう」という気持ち自身が萎えて言ってしまう。

<要望等>

- ・ 二次避難所から応急仮設住宅までを見通して、見守り・相談活動などを展開予定。「生活支援相談員」もしくは災害版パーソナル・サポーターを想定。ただし、予算措置で福島県の場合、委託先の NPO 法人等の受け皿が十分ではない。任意団体などにも柔軟な予算措置ができるようにすべき。

「元氣玉プロジェクト2.0」

**震災から1ヶ月後に始まる
セカンド・ステージ！**

～避難者のニーズに基づいた長期支援の仕組みづくり～

2011年4月11日（月）

元氣玉プロジェクト実行委員会

特定非営利活動法人寺子屋方丈舎

特定非営利活動法人素材広場

有限会社津食のルネッサンス

株式会社明天

元氣玉プロジェクト1.0の活動

会津のソーシャル・ビジネス（地域をより良くすることに取り組んでいるNPOや会社）4社と福島県会津地方災害対策本部、会津短大食物栄養学科が連携し、全国からお米を集め、会津短大生を中心とした市民ボランティアがにぎる「おにぎりセンター」を展開！その日食糧が足りない避難所にお届け。

3月11日 大震災発生 避難開始

3月13日 会津エリアに避難者増大

3月14日 会津地方災害対策本部からおにぎり炊き出しの要望

3月15日 民間による「おにぎりセンター」立ち上げへ急きょ準備

3月16日 山際食菜工房にておにぎり作り(300個)

3月17日 会津短大にておにぎりセンター正式スタート(初日は1265個)

3月20日 最高の2292個！！

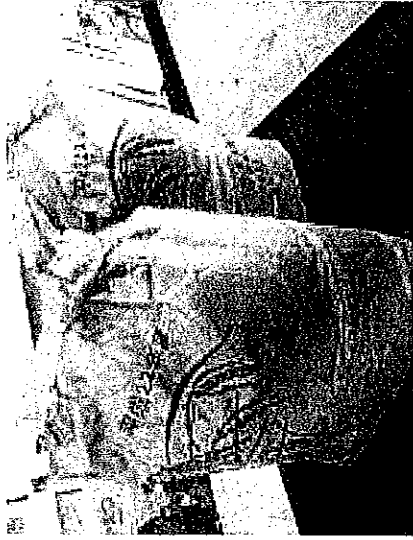
その後、毎朝順調におにぎり供給。マスコミにも取り上げられる。

4月07日 各避難所での需要が満たされ、役割を終えたため「おにぎりセンター」終了。



元気玉1.0に集まったボランティアと支援の輪

- お米:JAみどり・個人農家・コープ・全国から計1t近く
- おにぎりの具:梅干・鮭・海苔・ワカメ・ゴマ・ふりかけ等多数
- 支援金:141.1万円(4月8日現在)
- ボランティアスタッフ登録数:約150名(会津短大の学生・会津若松の美容師チーム・募集をみた一般の方々など・幅広いチーム体制)



結果 23日間で26,000個ものおにぎりを供給！

おにぎりが繋いだ“ありがとう”

ある日、元気玉プロジェクト宛てに避難者さんからメールが届きました。
みんなが励まされました。

先程、会津短大の方々からお送り頂いたおにぎりを食べました。箱には学生の書いた応援のメッセージが書かれ、それを体育館で読み上げられると、みんな涙を流しておにぎりを食べていました。

どうか、私達の気持ちを伝えたく、携帯メールではありますがご連絡した次第でございます。

本当にありがとうございます。

私達は何事にも負けず、強く乗り切ります！

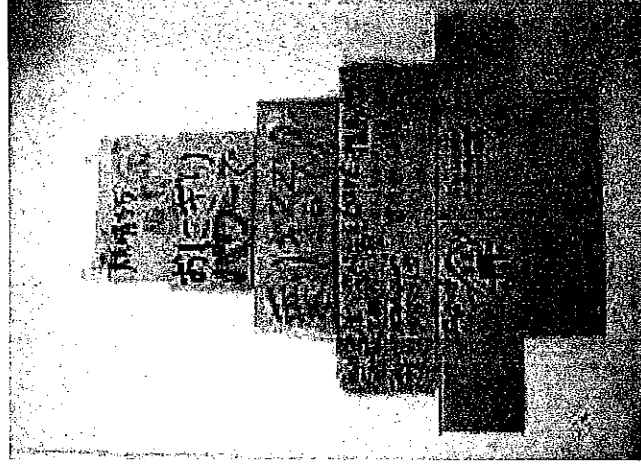
おにぎりパワーがありますので怖くありません！

日も早く葛尾村に帰れる日まで、強く、そして恩返しがたいです。

どうかこのメッセージをおにぎり作りの方々に伝え頂けないでしょうか。

今はこのぐらいいしか出来ないのですが、せめてもの私達の気持ちでございます。本当にありがとうございました。

メールをくれた葛尾村の石井さんに会いにいきました(坂下町川西公民館避難所)



twitter

ツイッターでもにぎり手さんから避難者の皆さんにメッセージをお届け！

にぎり手さんから避難所の皆さんへメッセージ。会津短大のゆかさん、なつみさん、ひかるさんから「みんなで力を合わせて頑張りたい！愛情たっぷりのおにぎりです！」
#onigridama
<http://twitter.com/4ag9a6>



元氣玉プロジェクト1.0の活動で分かったこと。そして、セカンドステージへ！

- 現在、会津の各避難所の基本的な衣食住は充足されつつあるが、細かい生活ニーズが顕在化しつつある。それらは、小さいけれど深刻な困りごとである。
- そして、避難所の状況や避難者のニーズは日々刻々と変わっている。3日前は有効だった支援が今日は意味をなさない、ということが常に起こる。
- しかし、全体の課題として、各避難所での困りごとや課題をリアルタイムに見え・共有し交通整理する場がない。
- そのため支援のバツティングも見られ、各避難所で工夫していることも共有されにくい。
- 阪神大震災では、避難所で亡くなった方が約800人、仮設住宅で亡くなった方が約500人いた。
- もちろん行政主導の「大きな支援」がベースになるが、これからは、民間のネットワークや専門性を活かした、「きめ細やかな支援」も必要になる。
- 特に子どもやお年寄り、妊婦、精神的要支援者、外国人などのスペシャルニーズを発見・解決する仕組みづくりが重要になる。
- 今後、ホテル・旅館や仮設住宅に移ると、さらに個人や家族単位に分かれるため、小さく深刻な困りごとはさらに見逃ごされる可能性が増える。
- これからは、「私ができる支援」から「相手が本当に望んでいる支援」、「誰も手がつけていない支援」に！
- 今回の震災は、広域かつ様々な問題が重なり合っているため、地域の「連携力」、それぞれのセクターの「受容力」が試されている。

そこで、元気玉プロジェクト2.0の活動コンセプトは…

**避難者のニーズや現場（避難
所・ホテル・旅館・雇用促進住
宅・仮説住宅など）の困りごと
をきちんと調べて、避難者を
地域で長く支える仕組みづく
りのセンター機能！**

「会津に避難してきて本当に良かった」と
思ってもらえることを目指して…

活動その1

仙台で大きな成果を生みつつある「被災者をNPOとつないで支える合同プロジェクト（つなプロ!）」の仕組みを導入した、避難者や避難所のアセスメント：巡回ボランティアによる状況調査ときめ細やかな課題解決を実施！（まずは会津若松市、会津美里町、会津坂下町の各避難所からスタート。）

＝「会津つなプロ!」

「つなプロ!」の詳細は・・・<http://blog.canpan.info/tsunapro/>

活動その2

実行委員に参画している各団体が
培ってきた地域内外の協力的なネット
ワークや専門性を活かし、課題解決
のスピード向上や多様な支援プログラ
ムづくりを実施！（例えば、寺子屋方
文舎はNPO法人NICE等との連携、素材広場は
宿や生産者との連携、食のルネッサンスは全
国の企業やプロデューサーとの連携、明天は
全国のNPOや仙台つなプロとの連携など。）

活動その3

「あいつ長期復興連携会議」を立ち上げ、メーリングリストや定例会議を通じて、避難者支援や復興に向けての情報交換の場を設定！

将来的には(第3ステージ？)、避難者と地元の人たちのコミュニティの円滑化支援、避難者の方々の役割づくり・仕事づくり、そして、長期的な視点に立って、新しい会津・福島をどう創っていくか、ということ、なことを含めて、考え行動する「攻めの復興」(震災をきっかけとした新しい地域づくり)の発生装置を指します。

その他、「つなプロ！」の県内モデル移転も推進。

本部拠点

**「元氣玉プロジェクト推進本部」
会津若松市旧プロスト**

会津若松市中央2丁目3-21

(中央通り愛眼堂向かい、本光寺・大町中央公園隣)

かなり大きなストックヤードと電気・ガス・水道・電話・ネット
があります。

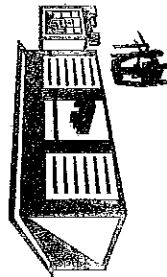
＜本部運営予算＞

「元氣玉プロジェクト」で独自募集する寄付金＋日本財団
さんなど各種震災復興の助成制度も活用予定。

全体スキーム

元氣玉プロジェクト 実行委員会

(寺子屋方丈舎、素材広場、
会津食のルネッサンス、明天)



＜報告 & 課題対策会議＞
毎週日曜15:00から

本部で実施。

報告して
支援・解決

各市町村災害対
策本部や社会福
祉協議会などに
報告・相談

プロジェクト化
して支援・解決

個別プロジェクト
化して支援した
方がよいものは
その都度呼びか
けてチームづくり。

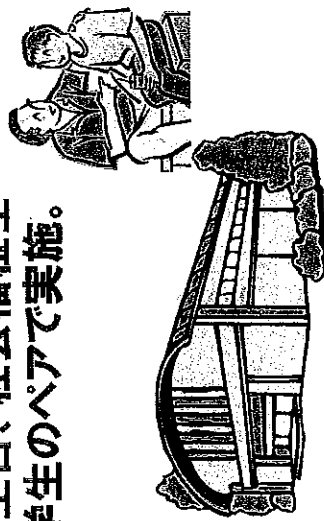
つないで
支援・解決

会津地域を中心
とした、専門性を
持つNPOや団体、
専門家にお繋ぎ
する。

＜巡回ボランティア＞
社会福祉士や会津短大
社会福祉学科の学生、
市民ボランティアなど
により構成。



＜アセスメント＞
毎週土日、社会福祉士
と学生のペアで実施。



避難者や避難所
(段階的にホテル・旅館
や仮設住宅に移行)

他地域や全国との連携

「あいづ長期復興連携会議」

知恵やリソースのハブ。
多様な実動メンバーや
つながり先のネットワーク。

東日本大震災の救援・復興支援に向けて NPO法上の環境整備等をお願いします！

さて、皆様には、NPO活動への理解をいただき、その発展のために尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、被災地のNPO法人も多くが被害を受けました。また、甚大な被害を受けた被災地の救援・復興のため、全国各地のNPOが一斉に動き始めております。現地での救出活動や救援物資輸送をはじめ、義援金集めや災害ボランティアのコーディネート、被災者のサポートなど懸命に活動中です。

こうした状況を受けて、4月1日付でNPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会から要望いたしました項目に、早速対応していただき、心より感謝申し上げます。引き続き、戦後最大の危機である東日本大震災の重大性・緊急性を踏まえ、ぜひとも、以下のような救済・支援措置を実現して下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 被災したNPO法人に対する救済措置

●NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・期限延長

- ・事業年度終了後3ヶ月以内の総会開催・報告書提出等の免除・期限延長
- ・事務所移転や合併・解散手続き等の簡素化
- ・所轄庁をまたぐ事務所移転の定款変更認証を免除 等

理由：NPO法では事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁へ会計報告や事業報告を行うことが義務付けられている。しかし、被災地のNPO法人は職員の避難や事務所の被害等により、社員総会の開催や事業報告書の作成が困難である。総会の定足数に達しない可能性も高い。

※既に「特定非常災害」に該当するとして、内閣府から6月30日までの期限延長が発表されているが、4月-3月を事業年度とする法人に配慮し、一層の延長をお願いしたい。

また、事業継続が困難である等の理由で合併・解散する法人も増加すると思われる他、県内外で事務所を移転する法人も出てくると考えられることから、上記対応を要望する。

※既に、内閣府市民活動促進課の4月15日付通知で、合併・解散や事務所移転の認証申請に関する迅速化が発表されている。これを歓迎すると共に、必要に応じて、被災地の所轄庁支援等を検討いただきたい。

2. 被災地の救援・復興活動を行うNPO法人等に対する支援措置

●NPO法人の救援・復興活動を促進するNPO法上の環境整備

- ・ NPO法人設立認証の認証期間短縮
- ・ 「災害救援活動」「NPO支援」分野追加等の定款変更認証を事後報告化
- ・ 事業年度終了後3ヶ月以内の総会開催・報告書提出等の期限延長（再掲）
- ・ 所轄庁をまたぐ事務所移転や都道府県から内閣府への所轄庁変更などに関する認証を簡素化・事後報告化（再掲） 等

理由：被災地支援のため、多くのNPO法人や市民が、「何か自分たちにできることを」と救援活動を始めようとしている。しかし、定款の活動分野に「災害救援活動」「NPO支援」がない法人も多い。通常、NPO法人の設立や活動分野追加は所轄庁の認証が必要で、4ヶ月かかり、迅速な活動展開の足枷になる。

※既に、内閣府市民活動促進課の4月15日付通知で、「災害救援活動」「NPO支援」に関して定款の柔軟な解釈・運用が発表されている。これを歓迎すると共に、引き続き、活動分野追加における対応を検討いただきたい。

また、震災前は1県のみに事務所を有し、「都道府県認証」だったNPO法人が、震災後に現地事務所を開設する動きも出てきている。この場合、通常は所轄庁が変更され「内閣府認証」となり、再度定款認証（4ヶ月）が必要である。しかし、これでは機動的な拠点開設・運営ができないことから、事後報告でも可とする等の特例措置を要望する。

●中央共同募金会「ボランティア・NPO活動サポート募金」の弾力的運用

- ・ 本募金の助成を受ける社会福祉法人について、社会福祉法122条（受配者の寄附金募集の禁止）の適用を免除

理由：中央共同募金会が実施している「ボランティア・NPO活動サポート募金」については、人件費を助成対象としたり、上限額を30億円に倍増するなどNPO等の要望を踏まえた対応をしていただき、心より感謝したい。

本募金は、特定非営利活動法人（NPO法人）のみならず、多くの社会福祉法人も助成を受けると思われる。しかし、社会福祉法第122条には「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。」との規定がある。本規定が適用されると、助成を受けた社会福祉法人の寄付集めが阻害されるため、上記対応を要望する。

東日本大震災支援全国ネットワーク

Japan Civil Network for Disaster Relief in East Japan

《組織概要》

東日本大震災支援全国ネットワークは、東日本大震災における被災者支援のために結成された、全国の災害支援関係のNPO／NGO等、民間団体のネットワークです。

阪神・淡路大震災以来、被災者支援において民間団体も大きな力を発揮してきました。しかし、今回の震災では、その被害があまりにも甚大かつ広域であるため、個々の民間団体がそれぞれに活動していても、支援が届かない地域が出てしまうなど、私たちの支援が効果的に発揮されない可能性があります。

そこで、私たちは、災害支援に関するNPO／NGOをはじめとする民間団体で連携し、被災者の未来のために活動していきたいと考えています。

《活動内容》

活動内容は主に以下の8つがあり、それぞれにチームを形成して取り組んでいます。

- 資 金 チーム：寄附の効果的活用のための連携
- 地域ネットワークチーム：被災者支援の活動を行う各地のネットワークとの情報交換との連携など
- 制 度 チーム：制度要望など、政府との連携、規制緩和や災害政府への要望
- ガイドライン・チーム：支援する人のガイドライン作成
- 情 報 チーム：情報の集約と提供
- ユースチーム：より学生・若者が活動しやすくするための環境整備
- 国 際 チーム：国際協力NGO、海外のNGO等との連携
- 広 報 チーム：各種メディア対応

《代表世話人》

- 東京災害ボランティアネットワーク／「広がれボランティアの輪」連絡会議 山崎美貴子
- 特定非営利活動法人 日本NPOセンター 田尻佳史
- 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 栗田暢之

《世話団体》（※は常任世話団体）

- 特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンター ※
- 社会福祉法人 大阪ボランティア協会
- 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC） ※
- 公益財団法人 公益法人協会
- 特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 ※
- 特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会

- 認定特定非営利活動 市民活動センター神戸
- 認定特定非営利活動 ジャパン・プラットフォーム（JPF）
- 特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい
- 公益財団法人 助成財団センター
- 社会福祉法人 中央共同募金会 ※
- 東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会
- 東京災害ボランティアネットワーク
- 特定非営利活動法人 日本NPOセンター ※
- 一般社団法人 日本サードセクター経営者協会
- 財団法人 日本財団 ※
- 日本生活協同組合連合会 ※
- 公益社団法人 日本青年会議所 ※
- 日本赤十字社 ※
- 財団法人 日本YMCA同盟 ※
- 被災地NGO協働センター
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議 ※
- 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード ※

(2011年3月20日更新)

《参加団体・協力団体》

4月4日現在 239団体

《事務局》

東日本大震災支援全国ネットワーク事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5F

東日本大震災支援全国ネットワーク
ご参加・ご協力をお願い

2011年3月24日
東日本大震災支援全国ネットワーク

東日本大震災の被災者支援で活動されているボランティア団体・NPO・企業等の皆さまへ。

2011年3月11日、私たち日本は未曾有の大災害に見舞われました。多くの尊い命が奪われてしまいました。また、被災後、多くの方が過酷な状況下におかれています。

私たち被災者支援のボランティア・NPOは、このような方々の支援をすべくいち早く活動を開始しています。

過去、阪神淡路大震災、中越地震等の大災害が起きた際には、多くの被災者支援ボランティア・NPOが、被災地に入り支援活動に奮闘しました。しかしながら図らずも、活動自体が被災地域に負担をかけてしまったり、支援者も活動中にケガをしてしまったり、ショックを受けて心に傷を負ってしまうなど悲しい事態も起こりました。

このような事態を最小限にし、個々の被災者支援ボランティア・NPOそしてそれらと連携・協力する諸団体・機関が、最大限の力を発揮して、今回の大災害からの一日も早い復旧・復興を実現することが今求められています。

私たちは、今回、別紙の「メッセージ」を趣旨とし、「東日本大震災における被災者支援のために活動する全国のボランティア及びボランティア団体・NPO・NGO等の民間非営利組織を支援することを目的」として、「東日本大震災支援全国ネットワーク」を立ち上げたものです。

ぜひとも、趣旨をご理解の上、多くの団体の皆さまのご参加・ご協力をお願いいたします。

【お申込みはウェブフォームより登録ください】

http://kouikinet.jp/ej_join/index.html

東日本大震災支援全国ネットワーク（連絡先）

東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル5階

メッセージ 『私たちは被災地の皆さんとともに歩みます』

今回、有史以来の大災害で亡くなった大勢の方々のご遺族の皆さんに、心からお悔やみを申しあげます。大変な状況におられるすべての被災者の皆さんに、心よりお見舞い申しあげます。ときに自然とは、何とむごいことをもたらすのでしょうか。インタビューに「何もかも失った」と語っておられる方の心中をお察しすると、胸が張り裂けそうです。

私たちが置かれている状態は、これまで私たちが考えていた以上に筆舌に尽くしがたいものであります。私たちは、一刻も早く被災している現地にはせ参じる努力をしています。必ずそばに参ります。私たちのふるさとがまた元気になるまで、その復興の道を共に歩いていくことを決意いたします。

互いの支え合い、被災しながら救援活動に全力を上げている私たちの仲間や自治体の方々、そして政府と共に全国から駆けつけた警察・消防・自衛隊の方々、現地の様子を伝えているマスコミの皆さんがいます。

未曾有な広域被害にひるむことなく、互いに連携・協働して、被災した方々一人ひとりの「いのち・くらしの再建」に向けて、惜しみなく力を出し合いましょう。

日本には「おたがいさま」という素晴らしい伝統があります。国際語にもなりつつある「KIZUNA（絆）」という、人として何事にも代え難い精神が宿っています。いまこそ、必ず立ち直っていくという「希望」を持って、一緒にこの大きな困難に立ち向かっていきましょう。

2011年3月16日

東日本大震災支援全国ネットワーク